

鹿児島県立川辺高等学校 部活動に係る活動方針

1 適切な休養日及び活動時間等の基準

【具体的な基準】

- (1) 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を原則設ける。
(少なくとも平日に1日、土曜日及び日曜日に1日以上を休養日とする)
 - ① 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 考査の1週間前から考査終了までの期間は、活動を原則禁止とする。但し、考査終了後1週間以内に大会発表会等を控える場合には、学校長の許可を得たうえで活動することが出来る。
 - ③ 各部の特性や天候・季節なども考慮し、年間を通じて振替やオフシーズンで調整出来るものとする。

- (2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ① 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
 - ② 年間105日の休養日を平日と土日で、バランス良く設定することを目標とする。
 - ③ 閉庁日の活動は学校長の許可を必要とする。

- (3) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。
 - ① 準備、後片付け、移動時間は含まない。
 - ② 練習終了後は戸締まりを確認し、平日は、夏季は19:00、冬季は18:30に完全下校とし、休日は17:00完全下校を原則とする。ただし、ハイシーズンは学校長の許可があれば、夏季19:30、冬季19:00まで延長することが出来る。

- (4) 朝練習については、原則禁止とする。
 - ① 放課後の課外講習や検定試験の実施のため部活動が出来ない場合は、朝練習は可能とする。ただし、学校長の許可を要する。
 - ② 夏季休業中などに日中の猛暑を避け、朝の涼しい時間帯に活動時間を設定してもかまわない。

2 顧問による活動計画の作成

- (1) 顧問は「部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保する。
 - ① 活動計画を作成するにあたっては、学校行事や学習への影響を考慮する。

- (2) 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出すること。
 - ① 年間計画は4月中旬、月間計画は毎月5日まで提出とする。

※ 大会やコンクール等の前の時期は「ハイシーズン」として活動した場合、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。